

外来魚対策のこれまでとこれから～外来生物法施行 20 年を振り返って～

ルイ・パストゥール医学研究センター特任研究員 中井 克樹

外来生物法以前の動き

2025 年は外来生物法施行から 20 年、オオクチバスの国内導入から 100 年、琵琶湖での初確認から 51 年という節目の年であった。法施行以前から、外来魚問題は全国に分布を拡大したオオクチバスによる生態系・漁業被害、および利用者がもたらす軋轢として顕在化していた。これに対し 1990 年代には、全都道府県の漁業調整規則でオオクチバス、ブルーギル、コクチバスの移植が禁止され、分布拡大の抑制が図られた。一方、1999 年に新潟県が内水面漁場管理委員会指示により再放流(リリース)を禁止したのを皮切りに、釣りという「利用」の側面に対する制限が始まった。滋賀県においても、従前より漁業調整規則で 10 数種類の水産動物以外の移植には知事の許可が必要とされており、2003 年施行の「琵琶湖レジャー条例」により、レジャー活動における釣り上げた魚のリリースが禁止された。

外来生物法の施行と特定外来生物指定、外来種リストの公表

2004 年 6 月公布、2005 年 6 月施行の外来生物法では、漁業調整規則による移植(放流)禁止に加え、それに繋がる一連の行為である保管・運搬・飼育も厳しい罰則を伴って規制されることとなった。2005 年の法施行に際し、規制対象となる「特定外来生物」にはオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュの 4 種が指定された(第一次指定種)。さらに、翌 2006 年 2 月に第二次指定種として 9 種が追加指定されたが、国内定着種はカダヤシのみで、それ以外は侵入・定着を予防する見地からの選定となった。生態系等への影響が憂慮されながら諸々の理由により特定外来生物への指定が見送られた侵略的外来種は「要注意外来生物」としてリスト化されウェブサイト上で公表され、魚類では 21 種が該当したが、その大多数は国内定着済みの外来種であった。

2015 年 3 月には要注意外来生物リストを発展的に継承する「生態系被害防止外来種リスト」(以下「外来種リスト」)が公表され、魚類では国内未定着の「定着予防外来種」21 種類、定着済みの「総合対策外来種」30 種類、産業利用で対処すべき「産業管理外来種」3 種、計 54 種類が選定された。このリスト選定種を対象に特定外来生物の指定作業が進められ、2016 年 10 月に 12 種類、2018 年 4 月に 2 種類が加わった。(うち 1 種類はそれまで指定されていたノーザンパイクとマスカーパイクを含む「カワカマス科魚類」で、魚類の特定外来生物は計 26 種類となった。)

最近の動向と課題

「生態系被害防止外来種リスト」は 2023 年度から見直し作業が進められており、日本魚類学会からは 2024 年 10 月に複数の外来魚類の特定外来生物への指定等に関する要望書が提出された。リストの内容の検討には魚類と植物についてはワーキンググループでの議論の結果も反映され、直近 2025 年 10 月の会議でその大枠が固まった。一連の審議内容は環境省のウェブサイト上で公開されており、魚類については掲載種数が増えていることに加え、産業管理外来種からは現行 3 種のうちブラウントラウトとレイクトラウトの 2 種を外し総合対策外来種とする変更が含

まれている。加えて、「特定外来生物追加指定を検討している生物」として、日本魚類学会からの要望に概ね応える形での検討が進められていることも、ウェブサイト上で公表されている。今後、特定外来生物の追加指定がパブリックコメントを経て確定し、その内容を反映させた生態系被害防止外来種リストも改訂案のパブリックコメントを経て確定し公表される予定である。

日本魚類学会による指定の要望は、国内定着したカラゼニタナゴ、コウライオヤニラミ、ロングイヤーサンフィッシュと、新たに管理釣り場での利用が始まったマーレーコッドに関わるものであった。これら4種は、2015年公表の外来種リストには非掲載で、それ以後に問題が顕在化した。迅速な定着・分布状況の調査や論文等も手伝い、特定外来生物への指定や外来種リストへの掲載について検討が進められたことは評価したい。しかし、外来種対策における外来種リストは希少種保護対策におけるレッドリストのように位置づけられ活用されることが本来の公表趣旨であることから、外来種リストの最初の見直しに公表後10年以上を経ってしまったのは問題であり、重要な新規確認種が確認されるごとに、柔軟に追加できる体制づくりが求められる。

また、ロングイヤーサンフィッシュは外来生物法の未判定外来生物に指定されており、このカテゴリーは国内に存在しないことが前提とされ、国内での野外放出禁止等は規定されておらず、想定外の国内侵入に対する緊急的措置に法的根拠が与えられないという、法制度そのものの修正が必要な課題が露呈した。一方、カラゼニタナゴとコウライオヤニラミは、アジア大陸の魚類相のなかでも事前に輸入・野外放出のリスクが想定される魚種であり、同様のリスクが想定される種をスクリーニングし、予防的に特定外来生物や未判定外来生物に指定する等の対応を行う必要性を認識させた。さらに、4種のうちカラゼニタナゴは、今回の特定外来生物への追加指定の検討が見送られたが、在来近縁種（具体的にはスイゲンゼニタナゴ）との識別に関する知見が不十分であることが、その理由とも聞く。しかし、両者は典型的な個体であれば容易に識別可能であることや、外見上の特徴による確実な識別が難しく個体別のDNA鑑定を求めているオオサンショウウオ類の対応を考えると、再度の検討を求めている必要があると考える。

おわりに

魚類の外来魚問題への対応を概観すると、侵略的外来種による被害の防止を目的とした外来生物法の枠組みと規制対象である特定外来生物への指定に関しては、一定の評価ができるとはいえ、法律の枠組みにもその運用にも改善すべき課題が見え、それらへの対応が必要であると思われる。外来生物法では罰則規定を格段に厳しくしたもの、特にオオクチバスとコクチバスに関しては、法律違反行為となる意図的な放流によるとしか想定できない分布拡大・新規発見の事例が相次いで確認されている。釣りという特殊な野生生物の利用行為において、現状の法的規制が対象魚の移動に係る「保管・運搬、野外放出」等の行為に限定され、利用そのものである釣り行為に関わる部分については、漁業関連の遊漁に関わる規制としてリリース禁止とごく一部の水域における釣り禁止がなされているのみである。この「法律違反をしてまで分布拡大を行う旨味がある」という矛盾点は、外来生物法施行前から温存されたままであり、昨今の「ネイチャーポジティブ」の動向における基盤として生物多様性保全を重視する観点からも、外来生物法の次の段階としてより踏み込んだ議論を進めるべきであると考えられる。